

川場村地域おこし協力隊募集要項

森林（もり）のいちご・新たな農業チャレンジプレイヤー

— いちごを中心に、新しい果物・作物の可能性を確かめ、川場の農業を形にする —

1 川場村と今回の募集について

群馬県北部、武尊山の麓にある川場村は、豊かな森林と清らかな水に恵まれた農山村です。村では、地域資源を生かした農業・林業・観光の振興に取り組んでいます。

株式会社ウッドビレジ川場は、村内の森林資源を活用する製材、木質バイオマス発電、温室農業を一体的に進めています。「森林（もり）のいちご園」では、群馬県育成品種の「やよいひめ」をはじめ、「紅ほっぺ」などの品種を栽培しています。収穫したいちごは、道の駅川場田園プラザのファーマーズマーケットをはじめ、村内施設で販売・加工されています。

ウッドビレジ川場では、これまでもマンゴーやバナナなど、新たな果物の栽培にチャレンジしてきました。一方、日々のいちご生産と並行して、新しい作物に取り組み、工夫を重ね、継続できる仕事として育てていく担い手が不足しています。そこで川場村では、まずは「森林（もり）のいちご」の生産技術を身につけ、その経験を土台に、いちごプラスアルファの可能性を現場で確かめながら形にしていく地域おこし協力隊を募集します。

2 ミッション

この仕事の主役は、企画や情報発信ではなく、栽培の現場です。まずはいちごの管理、収穫、選別、出荷等を丁寧に積み重ね、生産の基本を身につけます。その上で、受入先の職員と相談しながら、新しい果物・作物の栽培に無理のない規模から取り組み、可能性を見極めながら、継続できる形へ育てていきます。農業経験は問いません。手を動かしながら考え、工夫を重ねられる方を歓迎します。

3 活動内容

(1) 主業務：森林（もり）のいちご生産

株式会社ウッドビレジ川場のいちごハウスを主な活動場所として、職員の指導を受けながら次の業務に取り組めます。

- ・いちごの栽培管理（定植、生育管理、葉かき、摘果、病虫害対策、温度・水・肥料の管理等）
- ・収穫、選別、パック詰め、出荷、販売先への納品等
- ・ハウス内外の清掃、衛生管理、資材管理、栽培終了後の片付けと次作の準備
- ・生育・収量・作業内容等の記録と、品質・作業効率の改善に向けた取組
- ・その他、いちご生産を安定して継続するために必要な業務

(2) いちごプラスアルファの新たな作物へのチャレンジ

いちご生産を活動の中心としながら、受入先・村と相談して新たな果物・作物を選び、無理のない規模から栽培に取り組めます。候補はマンゴー、バナナ等を含め、栽培環境、市場性、作業時期、費用等を踏

まえて決定します。

- ・候補作物に関する情報収集と、栽培方法、取組規模、時期、予算等の計画づくり
- ・種苗の準備から栽培管理、収穫、品質確認までの実践
- ・作物の状態、収量、品質、作業時間、資材費、販売可能性等の記録・整理
- ・関係者との振り返りと栽培方法の工夫、継続・見直しの検討
- ・可能性が見えた作物について、販売の試行や次年度の取組、将来の事業化の検討

(3) 栽培記録と小さな改善

いちごや新たな作物の状態、作業内容、収量等を無理のない方法で記録し、次の栽培に生かします。既存のセンサー等は、現場で役立つものがあれば必要に応じて活用します。スマート農業や機器の運用そのものを主な目的とはしません。

(4) 地域活動・情報発信

- ・村内行事、地域活動、研修、協力隊員同士の交流等への参加
- ・活動記録、業務報告、関係者との定期的な打合せ

SNS 等による情報発信は必須業務としません。本人の適性・希望があり、生産業務に支障がない場合に、現場写真や短い活動記録の提供など、無理のない範囲で協力をお願いすることがあります。

4 年間の活動イメージ

以下は現時点のイメージです。実際の活動は、生育状況、天候、受入先の業務計画等に応じ調整します。

時期（想定）	いちご生産	いちごプラスアルファの取組
12月～5月頃	収穫、選別、パック詰め、出荷、日常の栽培管理を中心に活動	いちごを最優先とし、取り組んでいる作物を必要な範囲で管理
6月～8月頃	栽培終了後の片付け、ハウス・資材の整備、次作準備	候補作物の情報収集、栽培の実践、結果の振り返り、次の計画づくり
9月～11月頃	次作の定植・生育管理、収穫開始に向けた準備	いちごの作業量を見ながら、新たな作物の管理と計画の見直し

5 3年間の成長イメージ

年	テーマ	主な活動・到達イメージ
1年目	いちごの基本を身につける	OJT でいちごの一作を経験し、安全、衛生、栽培、収穫・出荷の基本を身につけます。これまでの新たな果物への挑戦も知り、次に取り組む候補を関係者と考えます。
2年目	いちごを担いながら、可能性を探る	いちごの担当工程を持ち、日々の生産を支えます。その上で、関係者と計画を作り、候補作物に無理のない規模から取り組み、状態、品質、費用、作業量等を記録します。

年	テーマ	主な活動・到達イメージ
3年目	工夫を重ね、続く形をつくる	可能性が見えた取組は条件を見直しながら継続し、栽培方法や必要な作業を整理します。村内の農業関係事業者等への就業、村内就農、新たな作物の生産を担う働き方等、任期後の働き方を具体化します。 任期終了後は、村内の農業関係事業者等への就業、村内での就農・事業承継、新たな作物の生産を担う働き方等を想定しています。採用時点で特定の進路や作物の商品化を確約するものではなく、本人の適性・希望、取組の結果、受入先の状況を踏まえ、任期中に具体化します。

6 求める人物像

- ・いちごづくりに関心があり、まずは現場で手を動かして学びたい方
- ・毎日の地道な作業を丁寧に積み重ねられる方
- ・作物をよく観察・記録し、新しい果物・作物の可能性を見極めながら工夫を重ねられる方
- ・期待した結果が出ないときも原因を考え、関係者と相談しながら次の行動に移せる方
- ・暑さ・寒さ、早朝作業、屋外作業等の農業の勤務環境を理解し、体調管理ができる方
- ・受入先の職員、農家、地域住民等の話を聞き、周囲と協力して働ける方
- ・新しい作業や機器の取扱いを安全第一で学べる方
- ・任期終了後も川場村に定住し、農業等の地域産業に関わりたい方

7 応募条件

- ・総務省が定める地域おこし協力隊の地域要件を満たす方
(地域要件は、現住所や活動歴等により、総務省の制度に基づき個別に確認します。)
- ・心身ともに健康で、地域おこしに意欲があり、住民とともに地域活動に積極的に参加できる方
- ・普通自動車運転免許を有する方
- ・地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- ・採用後、川場村に生活拠点を移し、住民票を異動して居住できる方
- ・任期終了後も川場村に定住し、地域産業に関わる意思のある方
- ・パソコン、電子メール、スマートフォン等の基本的な操作ができる方

8 募集人数

1名

9 任用形態・任期

身分	地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員（川場村地域おこし協力隊員）
所属	川場村役場むらづくり振興課
任用期間	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで。活動実績等を踏まえ、年度単位で再度任用し、最長3年間とします。

採用予定日 令和 9 年 4 月 1 日
主な活動場所 株式会社ウッドビレジ川場「森林（もり）のいちご園」ほか

10 勤務日・勤務時間

勤務日数 原則として週 5 日
勤務時間 原則として午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（休憩 60 分）とし、1 日 7 時間、週 35 時間勤務とします。
休日 原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末年始とします。
時間外・休日勤務 農作物の生育、収穫、出荷、天候、新たな作物の管理等により、早朝、夕方又は休日に勤務する場合があります。勤務時間の割振り変更、振替休及び時間外勤務等に係る報酬の取扱いは、村の規定によります。
休暇 年次有給休暇その他の休暇は、川場村の会計年度任用職員に関する規定によります。

11 報酬・待遇

報酬 月額 212,348 円
※社会保険料、雇用保険料等の本人負担分が控除されます。
期末・勤勉手当 年 2 回（6 月及び 12 月）、任用期間、在職期間及び勤務成績等に応じて支給します。
社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償等を任用条件に応じて適用します。
住居 原則として、村が用意する住居を無償で貸与します。ただし、光熱水費、通信費、生活用品費等は本人負担とします。
活動用車両 活動に伴う移動には、原則として公用車を使用します。ただし、村内の近距離移動など、業務内容や状況に応じて、自家用車を使用していただく場合があります。
業務用品 作業着、安全靴、防寒具、手袋、保護具等の職務上必要な物品を、予算の範囲内で支給又は貸与します。
転居費 赴任に伴う引越し費用、生活用品購入費等は本人負担です。
兼業・副業 地域おこし協力隊としての活動に支障がない範囲で、任期終了後の定住や起業等につながる兼業・副業を、事前に村の承認を得た上で認めます。

12 村・受入先のサポート

- ・株式会社ウッドビレジ川場の担当職員による日常的な OJT
- ・村担当職員、受入先、隊員による定期面談と活動計画の見直し
- ・地域おこし協力隊向け研修、農業の安全研修、必要資格の取得支援
- ・新たな作物の栽培について、普及指導機関、専門家、生産者等に相談できる体制
- ・合意した計画に必要な種苗、資材等の費用支援
- ・住居、生活、地域行事、移住後の暮らしに関する相談
- ・群馬県地域おこし協力隊ネットワーク等の中間支援組織や県内隊員とのつながり
- ・任期終了後の就業・就農・事業承継・起業等に向けた相談

13 応募手続き

次の書類を、応募先へ郵送、持参または電子メールで提出してください。応募申込書兼履歴書は指定様式を使用し、各欄に記入してください。提出書類は返却しません。なお、電子メールで提出する場合、住民票の写しは PDF データを提出し、原本は第 2 次選考時に提出してください。

- ・川場村地域おこし協力隊応募申込書兼履歴書（指定様式、写真添付）
- ・普通自動車運転免許証の写し
- ・住民票の写し（本人分、発行後 3 か月以内で、マイナンバーの記載がないもの）

14 募集・選考日程

募集開始	令和 8 年 10 月 1 日（木）
応募期限	令和 8 年 11 月 6 日（金）午後 5 時必着
第 1 次選考	令和 8 年 11 月中旬（書類審査）
第 2 次選考	令和 8 年 11 月下旬から 12 月上旬（面接審査）
採用候補者決定	令和 8 年 12 月中旬まで
採用・着任	令和 9 年 4 月 1 日
提出先	〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地 3200 番地 川場村役場むらづくり振興課
電話・メール	電話：0278-25-5071 メール： kankou@vill.kawaba.gunma.jp

15 選考方法

- ・第 1 次選考：書類審査

応募条件、応募動機、現場仕事への理解、継続力、記録・改善への姿勢、任期後の意向等を確認し、結果は、応募申込書兼履歴書に記載されたメールアドレスへ応募者全員に通知します。

- ・第 2 次選考：面接審査

第 2 次選考の日時・会場等の詳細は、第 1 次選考の合格者にメールで通知します。

最終結果は令和 8 年 12 月中旬までにメールで通知する予定です。採用は令和 9 年度予算の成立その他必要な手続を条件とします。

16 その他

- ・応募資格の地域要件は、現住所や転出地等により個別判断となります。応募前にお問い合わせください。
- ・選考に要する交通費、通信費、郵送費等は、応募者の負担とします。
- ・適任者がいない場合は、募集人数にかかわらず採用しないことがあります。
- ・業務内容は、隊員の経験・適性、農作物の生育状況、受入先との協議等により調整する場合があります。
- ・本要項の内容は、予算、条例・規則、関係者協議等により変更する場合があります。